

阿南工業高等専門学校外国人留学生学生相談員（チューター）実施要項

（平成 5 年12月 8 日）

（要 項 第 4 号）

（目的）

第 1 この要項は，阿南工業高等専門学校外国人留学生規則（以下「規則」という。）第 7 条の規定によるもののほか，外国人留学生学生相談員（以下「チューター」という。）制度の実施について，必要な事項を定めるものとする。

（助言対象）

第 2 チューターは，第 1 学年から第 4 学年までの外国人留学生及び編入学予定留学生に対して助言を与える。

（委嘱期間）

第 3 規則第 7 条第 2 項に基づく委嘱の期間は，1 年間とする。ただし，更新を妨げない。

（助言内容）

第 4 チューターは，次の事項に基づき計画的に日本語能力や基礎学力を補足し，学習上の援助を行うとともに，日常生活上の助言を行うものとする。

(1) 一般教科

(2) 専門教科

(3) 日本語

(4) 生活相談

（チューター報告書）

第 5 チューターは，毎月，チューター報告書（別紙様式）を作成し，翌月の 5 日までに留学生指導担当教員を経由してグローバル推進室長に提出し，校長に報告するものとする。

（謝金）

第 6 チューターに対する謝金は，前条の規定によるチューター報告書に基づき，予算の範囲内において，3 月毎に支給する。

（雑則）

第 7 この要項に定めるもののほか，チューター制度の実施に関し必要な事項は，グローバル推進室で処理する。

附 則

この要項は，平成 5 年12月 8 日から施行する。

附 則

この要項は，平成11年10月 1 日から施行し，平成11年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は，平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は，平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は，平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は，令和 3 年12月 8 日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年1月17日から施行する。

様式 (第 5 関係)

令和 年 月 日

チ ュ 一 タ 一 報 告 書

阿南工業高等專門学校長 殿

所属
氏名 _____ 学年 _____

令和 年 月分の実施状況について、下記のとおり報告いたします。

所属 学年 氏 名 _____

相談日（曜）	時 間 帯	時 間	相 談 内 容
日（ ）	時 分～ 時 分	時間	
日（ ）	時 分～ 時 分	時間	
日（ ）	時 分～ 時 分	時間	
日（ ）	時 分～ 時 分	時間	
日（ ）	時 分～ 時 分	時間	
日（ ）	時 分～ 時 分	時間	
日（ ）	時 分～ 時 分	時間	
日（ ）	時 分～ 時 分	時間	
日（ ）	時 分～ 時 分	時間	
時 間 合 計		時間	